

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.101 10.102 箇条 22 22.102 附属書 AA 箇条 10 10.101	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 10 入力及び電流 10.101 無負荷直流出力電圧は、120V を超えてはならない。 10.102 出力電流の算術平均値は、定格直流出力電流の+10% を超えてはならない。 箇条 22 構造 22.102 トレーラハウス及び類似の車両の中に据え付けるバッテリーチャージャは、支持台に確実に固定できる構造でなければならない。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ このバッテリーチャージャは、30V 以下の安全特別低電圧の直流出力をもち、かつ、定格出力は 50VA 以下でなければならない。 箇条 10 入力及び電流 10.101 出力電圧は、42.4 V ピークを超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				箇条 22 22.201 22.202 箇条 25 25.1 25.5	箇条 22 構造 22.201 バッテリーチャージャは、単一の定格電圧又は定格電圧範囲をもたなければならない。 出力電圧を手動で調節する手段を組み込んで서는ならない。 22.202 バッテリーチャージャは、バッテリーの充電状態にかかわらず、逆充電を防止する構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.1 バッテリーチャージャは、差込プラグ付きの電源コード又はコンセントに直接差し込むピンを備えていなければならない。 25.5 電源コードは、Y 形取付け又は Z 形取付けによってバッテリーチャージャに取り付けなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.1 出力が 20VA 以上であり、かつ、鉛蓄電池用バッテリー	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.12	<p>チャージャの場合は、次の事項を表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> －バッテリーの接続を行う前又は接続を切る前には、電源を遮断しなければならない －警告－爆発性ガスあり。火炎及び火花の禁止。充電中、十分な換気を行う <p>エンジンの補助起動電流を給電することができるエンジン始動スイッチを組み込むバッテリーチャージャには、次の事項を表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> －最大オン時間 －最小オフ時間、又はオン時間とオフ時間との間の最大比率 <p>屋内使用専用バッテリーチャージャには、外来固形物の侵入に対する保護等級に従って IP コードを表示しなければならない。</p> <p>7.12 取扱説明書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> －バッテリーの形式を記載するか、又は充電できるバッテリーの種類、セル数及び公称容量を明瞭に記載しなければならない －警告：再充電でない電池は、充電してはならない 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.1 附属書 AA 7.12	<p>ーベント形蓄電池用バッテリーチャージャの場合、バッテリーを充電中、十分に換気できる場所に置かなければならない</p> <p>ー屋外使用の可搬型クラスIバッテリーチャージャの場合、接地付コンセントにだけプラグを挿入することができる</p> <p>ー充電の開始、終了などの一部の機能を自動で行うバッテリーチャージャの場合、充電を自動的に行う機能及びその機能の終了の説明</p> <p>自動車用バッテリーチャージャの取扱説明書には、バッテリーを安全に充電できる方法を記載しなければならない。</p> <p>7.12.1 トレーラハウス及び類似の車両の中に据え付けるためのバッテリーチャージャの取扱説明書には、国の配線規程に従って、主電源に接続していることを記載しなければならない。</p> <p>附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ</p> <p>7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。</p> <p>ー注意：8 歳以上の子供だけに、バッテリーチャージャの使用を認める</p> <p>ー破裂の危険があるため、非充電式の電池の再充電しない</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ように子供に指導する、等	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.16 箇条 23 23.3 箇条 25 25.14 箇条 31	箇条 22 構造 22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じてはならない。(第1部の規定による。) 箇条 23 内部配線 23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第1部の規定による。) 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第1部の規定による。) 箇条 31 耐腐食性(第1部の規定による。) 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 29 29.2 附属書 AA 箇条 6 6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 屋外用を意図したバッテリーチャージャは、汚損度 3 に適合しなければならない。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ 箇条 6 分類 6.1 屋外使用を意図したバッテリーチャージャは、感電に対	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				6.2 6.201	<p>する保護に関し、クラス III でなければならない。</p> <p>その他のバッテリーチャージャは、クラス II 又はクラス III でなければならない。</p> <p>6.2 屋外用のバッテリーチャージャは、水の有害な浸入に対して、IPX7 以上でなければならない。</p> <p>6.201 バッテリーチャージャの外郭は、外来固形物の侵入に対する保護に関して IP3X 以上でなければならない。</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25 25.7	<p>第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.7 天然ゴムの電源コードは、屋内用を意図したバッテリーチャージャを除き、車両用バッテリーを充電するためのバッテリーチャージャに用いてはならない。</p> <p>低温での使用を意図するバッテリーチャージャの電源コードは、オーディナリーポリクロロブレンシース付きコードと同等以上の特性をもっていなければならない。</p>	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1	<p>第 1 部の第七 条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 8 充電部への接近に対する保護</p> <p>8.1 42.4V を超える出力電圧をもつバッテリーチャージャは、バッテリーの取付け又は取外しの間、バッテリー又はバッテリーチャージャの充電部との接触について、確実に保護しなけ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				附属書 AA 箇条 8 8.1.1	なければならない。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ 箇条 8 充電部への接近に対する保護 8.1.1 外郭の部品を取り外すために工具を用いた後であっても、充電部又は基礎絶縁だけで充電部から分離した金属部分への接近が可能であってはならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 箇条 16 箇条 22 22.5 箇条 27	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条 22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 27 接地接続の手段（第1部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス 0Ⅰ 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 13	箇条 11 温度上昇（第1部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 14 定による。) 箇条 14 過渡過電圧 (第 1 部の規定による。) 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。 箇条 16 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 (第 1 部の規定による。) 箇条 17 箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 (第 1 部の規定による。) 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。 箇条 19 箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。) 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。 箇条 29 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 (第 1 部の規定による。)		
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 11 温度上昇 (第 1 部の規定による。) 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 19 箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。) 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				箇条 30 30.2	箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	附属書 AA 箇条 11 11.8 箇条 17 箇条 19 19.13	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ 箇条 11 温度上昇 11.8 規定の検査プローブが接触する部品の温度上昇は、規定値を超えてはならない。 箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 規定の検査プローブが接触する部品の温度上昇は、規定値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転 19.13 規定の検査プローブが接触する部分の温度上昇は、規定値を超えてはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 19.13	第 1 部の第十一条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.13 異常試験中、バッテリーは、破裂してはならない。	
第十一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人	■該当 □非該当		第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き		体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		箇条 21 21.101 21.102 附属書 AA 箇条 21 21.201	箇条 21 機械的強度 21.101 質量 5kg 以下の埋込形以外のバッテリーチャージャは、高さ 1m からコンクリート床面に落としたとき、損傷が生じてはならない。 21.102 トレーラハウス又は類似の車両の中に据え付けるバッテリーチャージャは、それらに加わるおそれがある振動に耐えなければならない。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ 箇条 21 機械的強度 21.201 バッテリーチャージャは、規定の振り子ハンマ試験及び自然落下試験後、損傷が生じてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 22 22.22 22.23 22.41	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第 1 部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き				箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7 19.9 箇条 22 22.40 22.49	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第 1 部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条 条続き				22.50 22.51 箇条 30 30.2.3	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。) 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 箇条 20 20.2 箇条 22	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。(第1部の規定による。) 箇条 22 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き				22.10	22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流 (第1部の規定による。) 機器に定格入力 (定格電流) が表示されている場合、通常動作温度における入力 (電流) は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定す	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き					る値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 (第1部の規定による。)	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11 19.11.4 箇条 29	箇条 19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁(第1部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明及び据付説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き		律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		7.4 附属書 AA 7.14	7.4 バッテリーチャージャが異なる定格直流出力電圧に調節が可能な場合、調節した出力電圧を明確に認識できなければならない。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ 7.14 機器に表示する記号の高さは 10 mm 以上、文字の高さは 3 mm 以上でなければならない。	
第二十条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-